

団体割引
5%適用

所得補償保険

団体長期障害所得補償保険のご案内

もしも病気やケガで長い間働けなくなったら、どうしますか？
収入がストップしても、生活費、住宅ローン、教育費など…
日々の出費はなくなりません。

この保険は、
先生方が病気やケガで、
働けなくなったときの
収入を補償する保険です。
三大疾病に罹患し、
治療と仕事を両立したい
先生におすすめのプランを
ご用意しています。



保険期間：2026年4月1日午後4時～2027年4月1日午後4時まで1年間
申込締切日：2026年3月13日（金）

- | | |
|-------|--|
| ■申込方法 | ●同封の「所得補償保険、団体長期障害所得補償保険加入申込票」、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」にご記入のうえ、返信用封筒にてご返送ください。
(返送先:(株)Japan Business Partner) |
| | ●〈自動継続の取扱いについて〉
前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたタイプでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時の年令による保険料となりますのでご了承ください。) |
| ■払込方法 | 保険料は月払(口座振替12回払)となります。1回目の保険料は指定口座より、
2026年5月27日(水)に振替となります。
(以降、毎月27日に振替 ※金融機関休業日の場合は翌営業日)
2026年6月頃に発送いたします。
(1回目の保険料の振替結果を確認後、お届けいたします。) |
| ※加入者証 | |

《中途加入される場合》

- ・申込締切日は、毎月15日です。
- ・補償期間は、申込締切日の翌月1日午前0時～2027年4月1日午後4時までとなります。
- ・1回目の保険料は、申込締切日の翌々月27日に振替となります。
(以降、毎月27日に振替 ※金融機関休業日の場合は翌営業日)

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
代理店・扱者 株式会社 北栄

公益社団法人 日本麻酔科学会

①所得補償保険の特長

■所得補償保険は、保険期間中に先生方が病気やケガで働けなくなり、継続して8日以上全く医療業務に従事できなくなった場合(就業不能)、ご契約いただいた保険金額(月額)を最長で1年間お支払いします。

- ① 病気やケガによる入院のため働けなくなった場合は、免責期間(7日)を適用せず、入院1日目から保険金をお支払いします。(入院による就業不能時追加補償特約)
- ② 病気やケガの発生は、国内・国外、業務中・業務外を問わず、24時間補償します。
- ③ 医師(被保険者である医師以外)の指示による自宅療養中も含めて、最長で1年間補償します。
- ④ がん、脳梗塞、心筋梗塞等の大きな病気で入院され、保険金をお支払した場合でも、ご加入を更新できます。
- ⑤ 所定の範囲の精神障害により働けなくなった場合も補償します。
(精神障害補償特約:統合失調症、躁病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害等を補償)
- ⑥ 地震・噴火・これらを原因とする津波によるケガのため、働けなくなった場合も補償します。
(天災危険補償特約(所得補償保険用))
- ⑦ 健康保険や労災保険、生命保険などとは関係なく補償します。
- ⑧ ご加入時、医師の診査は不要。所定の書面による健康に関する告知でご加入でき、手続きは簡単です。



②団体長期障害所得補償保険(GLTD)の特長

■団体長期障害所得補償保険は、保険期間中に先生方が病気やケガで働けなくなり、継続して373日以上いかなる業務にも従事できなくなった場合(就業障害)、あるいは、三大疾病(*1)を被り業務に全く従事できないか、または一部従事することができない場合(就業障害定義緩和(三大疾病)特約を付帯する場合)、ご契約いただいた保険金額(月額)を最長で5年間お支払いします。(*1)三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。)

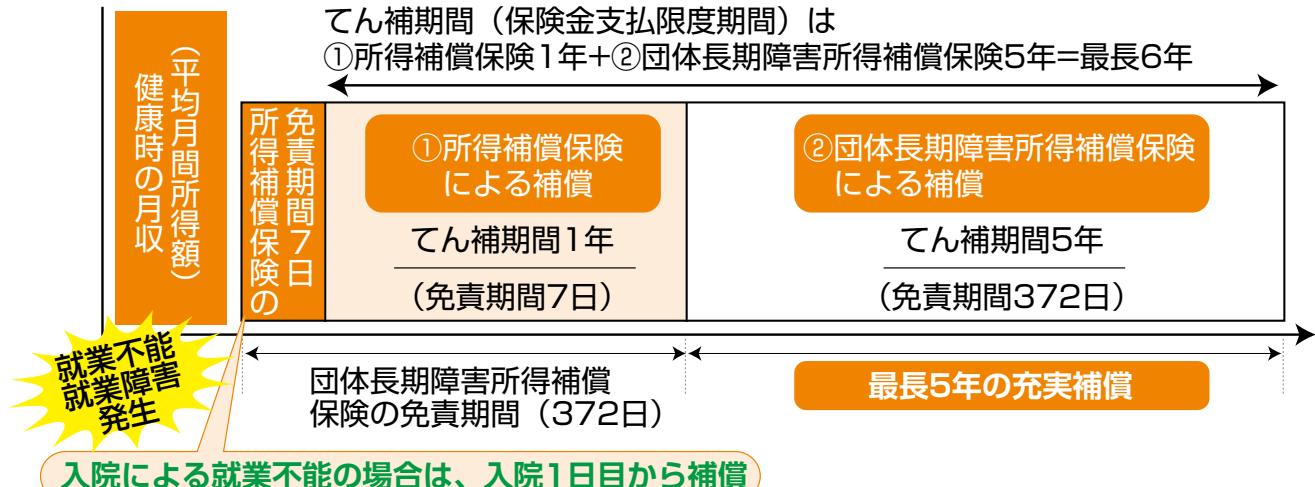
■また、てん補期間中は業務復帰後も、病気やケガの影響により健康時の医療業務に一部従事できず、所得が健康時の80%を下回った場合も補償します。

- ① 病気やケガの発生は、国内・国外、業務中・業務外を問わず、24時間補償します。
- ② 医師(被保険者である医師以外)の指示による自宅療養中も含めて最長で5年間、就業障害を補償します。
- ③ 業務復帰後も、病気やケガの影響により、健康時に従事していた業務に一部従事できず、所得が健康時の80%を下回った場合は、その割合に応じて保険金をお支払いします。
- ④ 所定の範囲の精神障害により働けなくなった場合も補償します。(ただし、免責期間終了後24か月が限度)
(精神障害補償特約:統合失調症、躁病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害等を補償)
- ⑤ 地震・噴火・これらを原因とする津波によるケガのため、働けなくなった場合も補償します。(天災危険補償特約)
- ⑥ 健康保険や労災保険、生命保険などとは関係なく補償します。
- ⑦ ご加入時、医師の診査は不要。所定の書面による健康に関する告知でご加入でき、手続きは簡単です。

病気やケガで働けなくなった場合のリスクに備えて

- ①所得補償保険(短期の補償=最長1年補償)
②団体長期障害所得補償保険(長期の補償=最長5年補償)
の同時加入をおすすめします!

<補償イメージ>



(注) ①と②の補償内容は全く同一ではありません。詳細は6ページから8ページと別冊をご参照ください

保険金額（月額）と月払保険料

下記の加入タイプからお選びください。「所得補償保険+団体長期障害所得補償保険」の同時加入をおすすめします！

①所得補償保険

てん補期間1年、免責期間7日間、職種級別1級（医師等）、団体割引5%、入院による就業不能時追加補償特約、天災危険補償特約（所得補償保険用）、精神障害補償特約

（単位：円）

加入タイプ	A1	A2	A3	A4	A5
保険金額(月額)	20万円	30万円	50万円	70万円	100万円
加入年令	男 性 ・ 女 性 共 通				
月 払 保 険 料	20～24才	2,140	3,210	5,350	7,490
	25～29才	2,280	3,420	5,700	7,980
	30～34才	2,840	4,260	7,100	9,940
	35～39才	3,240	4,860	8,100	11,340
	40～44才	4,060	6,090	10,150	14,210
	45～49才	4,680	7,020	11,700	16,380
	50～54才	5,400	8,100	13,500	18,900
	55～59才	5,620	8,430	14,050	19,670
	60～64才	5,920	8,880	14,800	20,720
	65～69才	7,100	10,650	17,750	24,850

※所得補償保険の新規加入は79才、継続加入は89才以下の方までご加入できます。70才以上の方の保険料は、代理店・扱者までご照会ください。

※上記は職種級別1級（医師等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までご照会ください。

②団体長期障害所得補償保険（GLTD）

てん補期間5年、免責期間372日間、団体割引5%、定額払、約定給付率100%、天災危険補償特約、精神障害補償特約（基本契約のてん補期間にかかわらず免責期間終了日の翌日から24か月が限度）

（単位：円）

加入タイプ	B1		B2		B3		B4		B5	
保険金額(月額)	20万円		30万円		50万円		70万円		100万円	
加入年令	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
月 払 保 険 料	20～24才	666	398	999	597	1,664	995	2,330	1,393	3,329
	25～29才	749	532	1,124	799	1,874	1,331	2,623	1,864	3,747
	30～34才	1,002	828	1,503	1,242	2,504	2,070	3,506	2,899	5,009
	35～39才	1,339	1,237	2,008	1,855	3,347	3,091	4,686	4,328	6,695
	40～44才	1,935	2,015	2,903	3,022	4,838	5,037	6,773	7,052	9,676
	45～49才	2,889	3,138	4,334	4,707	7,223	7,846	10,112	10,984	14,446
	50～54才	4,634	5,052	6,950	7,578	11,584	12,631	16,217	17,683	23,168
	55～59才	7,538	7,727	11,307	11,590	18,845	19,317	26,383	27,043	37,691
	60～64才	12,554	11,728	18,832	17,593	31,386	29,321	43,941	41,049	62,772
	65～69才	ご加入いただけません。								

（ご注意）

※加入年令は、保険始期日時点（2026年4月1日時点）の満年令でのご加入となります。

（保険期間の中途でご加入される場合も、中途加入日時点ではなく、団体契約の保険始期日時点（2026年4月1日時点）の満年令の保険料でのご加入となります。）

※保険金額(月額)の設定について

- ①所得補償保険は、(a)給与所得者→平均月間所得額(年収(ボーナスを含む総収入)の1/12)の「50%以下」、(b)事業所得者→平均月間所得額の「70%以下」となる加入タイプでご加入ください。
- ②団体長期障害所得補償保険は、(a)給与所得者→平均月間所得額の「50%以下」、(b)事業所得者→平均月間所得額の「70%以下」となる加入タイプでご加入ください。

<ご加入例>

【男性40才、給与所得者、年収1,200万円の方】→平均月間所得額は、年収1,200万円÷12か月=100万円

①所得補償保険→保険金額(月額)は、平均月間所得額100万円の50%以下である「50万円以下」となる加入プラン(A1、A2、A3のいずれか)でご加入ください。

②団体長期障害所得補償保険→保険金額(月額)は、平均月間所得額100万円の50%以下である「50万円以下」となる加入プラン(B1、B2、B3のいずれか)でご加入ください。

※保険金額(月額)が、平均月間所得額を超えてる場合、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増引率が適用されます。

※募集の結果、被保険者数が10名未満の場合、団体長期障害所得補償保険(GLTD)は成立いたしませんので、あらかじめご了承ください。

保険金のお支払い例

①交通事故でケガをして働けなくなった場合

- ・56才、男性
- ・所得補償保険：A3タイプ（保険金額（月額）50万円）に加入
- 交通事故でケガをして8日間以上入院し、免責期間^(*)を含め5か月間全く働けなかった。

保険金額（月額）50万円 × 5か月 = **250万円のお支払い**

(*) 入院による就業不能の場合、免責期間中の入院による就業不能日数に対しても保険金をお支払いします。



②リハビリ後、職場復帰する場合

- ・45才、男性
- ・所得補償保険：A2タイプ（保険金額（月額）30万円）、
団体長期障害所得補償保険：B2タイプ（保険金額（月額）30万円）に加入
- 病気で就業不能および就業障害となり、入院はしなかったものの所得補償保険の免責期間（7日間）終了後も全く働けない状況が3年間続いた
- 職場復帰したもののは2年間は正常勤務ができず、毎月の所得が50%減少した。その後、正常勤務できるまで回復した。



ご契約にあたっての注意事項

【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険 共通】

- この保険は公益社団法人日本麻醉科学会が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかつた場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となる方は2026年4月1日時点で公益社団法人日本麻醉科学会の正会員の先生（医師）（団体長期障害所得補償保険は64才以下の方に限ります。）に限ります。
- 被保険者（補償の対象者）本人^(*)となる方の範囲は、2026年4月1日時点で公益社団法人日本麻醉科学会の正会員の先生（医師）（団体長期障害所得補償保険は64才以下の方に限ります。）です。
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 保険金額（ご契約金額）の設定について
ご契約いただく保険金額（月額）は、被保険者（補償の対象者）が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるようにお決めください。（詳細は3ページをご参照ください。就業不能（就業障害）にかかるわざ得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。）なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合は、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（所得補償保険・団体長期障害所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できることや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。（加入者証は、2026年6月頃にお届けします。）
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、所得補償保険の場合：就業不能期間の認定、団体長期障害所得補償保険の場合：就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}を提出いただいたてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}
- (*)1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (*)2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*)3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本 等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・休業・所得証明書
- ・所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書 等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いがあります。

<代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

- ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

- ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

（＊）法律上の配偶者に限ります。

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金・解約返り金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

<税法上の取扱い>(2025年10月現在)

- 払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

（注）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者（募集人）に提供します。

- ①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

所得補償保険の補償内容について

お申込み前に必ずお読みください

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合				
① 所得補償保険金 <small>☆☆☆☆保精骨入 險神龍院 期障採による 間害取 開始補償特 約に伴う就業不 能時追加補 償特約セッ ト</small>	<p>保険期間中に、ケガ※、病気※または骨髄採取手術※により就業不能※となり、その状態が免責期間※(7日)を超えて継続した場合(注)ケガまたは病気により入院※による就業不能となった場合は、免責期間中の入院による就業不能日数に対しても所得補償保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) 保険金額が被保険者の平均月間所得額※を超える場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。</p> <p>(注2) 原因または発生した時が異なる複数のケガ※または病気※により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>保険金額 × 就業不能期間※の月数※</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">+ 保険金額</td> <td style="padding: 5px;">就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">30</td> </tr> </table> <p>(注) 1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。</p> <p>(注1) 保険金額が被保険者の平均月間所得額※を超える場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。</p> <p>(注2) 原因または発生した時が異なる複数のケガ※または病気※により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	+ 保険金額	就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数	30		<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 ●自動車等※の無資格運転または酒気帯び運転※中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●健康に関する告知のご回答等により補償対象外とする病気^(*)やケガ(加入者証等に記載されます。) ●精神障害^(*)を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術※による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 (注)ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時^(*)より前に発病^(*)した病気^(*)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (*)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (*)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。ただし、精神障害補償特約がセットされているため、分類コードF04からF09、F20からF51、F53からF54、F59からF63、F68からF69、F84からF89、F91からF92、F95およびF99に規定されたものはお支払い対象となります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、知的障害など (*)就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
+ 保険金額	就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数						
30							

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
無事故戻しに関する規定の不適用特約(自動セット)	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能※が発生しなかったときでも、無事故戻し保険料をお支払いしません。
天災危険補償特約(所得補償保険用)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※による就業不能※の場合も、所得補償保険金をお支払いします。
精神障害補償特約	所定の範囲 ^(*) の精神障害を被り、これを原因として発生した就業不能※についても保険金をお支払いします。 (*)お支払いとなる「精神障害」とは平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF04からF09、F20からF51、F53からF54、F59からF63、F68からF69、F84からF89、F91からF92、F95およびF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <お支払対象となる精神障害の例> 統合失調症、躁(そう)病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害、チック障害 など

(☆)【再度就業不能※となった場合の取扱い】

免責期間※を超える就業不能の終了後^(*)、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ※または病気※によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。

(*)ケガまたは病気により入院※による就業不能となった場合で、免責期間中に就業不能が終了した場合は、その就業不能の終了後とします。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業不能※を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生の時または病気^(*)を発病^(*)した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

(*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

【※印の用語のご説明】

●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒

(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません。

●「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に對して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「就業不能」とは、被保険者がケガ※または病気※を被り、入院※していることまたは治療※を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治愈した後は就業不能に含みません。

●「就業不能期間」とは、てん補期間※内における被保険者の就業不能※の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間※終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。この期間内で就業不能※である期間が保険金支払いの対象となります。

●「入院」とは、自宅等での治療^(*)が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^(*)の管理下において治療に専念することをいいます。

●「発病」とは、医師^(*)が診断^(*)した病をいいます。ただし、先天性異常に於いては、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。

(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

●「病気」とは、被保険者が被ったケガ^(*)以外の身体の障害をいいます。

●「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能※となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客觀的かつ合理的な方法により調整を行います。

●「免責期間」とは、就業不能※開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象なりません。ただし、骨髄採取手術^(*)による就業不能の場合には免責期間を適用しません。

団体長期障害所得補償保険の補償内容について

お申込み前に必ずお読みください

※印を付した用語については、下記およびP8の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

〈ご注意〉

被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。

（＊）複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害※を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害※が開始した場合に限り、てん補期間※中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額※を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払します。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
② 団体長期障害所得補償保険 ☆ 精神障害補償特約セット	身体障害※により、就業障害※となった場合	<p>てん補期間※中の就業障害※である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額※×所得喪失率※×約定給付率※（100%）</p> <p>（注1）お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額※（100万円）を限度とします。</p> <p>（注2）協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>（注3）支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額※を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>（注4）てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合はまたは1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>（注5）同一の身体障害※により、免責期間※を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となつた場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>（注6）保険金または共済金が支払われる他の保険契約等※がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額※の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <p>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額※</p> <p>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額※を限度とします。</p> <p>（＊）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいです。</p> <p>【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>（1）新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害※になった場合、就業障害の原因となった身体障害※について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>（2）次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none">①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害（＊1）⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害（＊2）⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害（＊3）⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害<ul style="list-style-type: none">ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間イ 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害（＊4）⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害⑫発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害（＊5） <p>など</p> <p>（3）健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気（＊6）等（加入者証等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>（＊1）テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>（＊2）「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>（＊3）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>（＊4）「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目（＊7）中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁（そう）病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。</p> <p>（1）F04～F09、（2）F20～F51、（3）F53～F54、 （4）F59～F63、（5）F68～F69、（6）F84～F89、 （7）F91～F92、（8）F95、（9）F99</p> <p>（＊5）病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p> <p>（＊6）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。</p> <p>（＊7）分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p>

【補償条件に関する主な特約】普通保険約款の補償条件を拡大する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概要
就業障害定義緩和（三大疾病）特約	被保険者が三大疾病（＊）を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している場合、免責期間中の就業障害の定義を、「業務に全く従事できないこと」から、「業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと」に緩和する特約です。 （＊）三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。

※印の用語のご説明

●「回復所得額」とは

免責期間※開始以降に業務に復帰して得た所得※の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価による影響がなかったものとして算出します。

- 「最高保険金支払月額」とは
被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- 「支払基礎所得額」とは
保険金の算出の基礎となる額をいい、 $[1\text{口あたり保険金額} \times \text{加入口数}]$ によって算出した額となります。
- 「所得」とは
業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害*となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
- 「所得喪失率」とは
次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得*の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害*の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行ふものとします。

- 「就業障害」とは
被保険者が身体障害*を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。
〔てん補期間〕*開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*が20%超であることをいいます。
免責期間*中においては、被保険者の経験・能力に応じたかなる業務にも従事できない状態をいいます。
ただし、加入プランC1～C5をご選択いただいた場合は、被保険者が三大疾病*を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している場合は、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができない状態をいいます。
なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
(*)三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。

- 「身体障害」とは
傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- 「他の保険契約等」とは
この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 「てん補期間」とは
引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間*終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。
- 「免責期間」とは
保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害*が継続する期間をいいます。
免責期間開始後の一時に復職し、その後再度就業障害となつた場合には、免責期間に応じて定めた日数(28日)を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を算して免責期間とします。ただし、加入プランC1～C5をご選択いただいた場合は、三大疾病*を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している場合には、一時に復職した日数は免責期間に含まれます。
(*)三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。

- 「平均月間所得額」とは
被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
- 「約定給付率」とは
保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額}^{(*)1}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(*)2})}{12(\text{か月})}$$

(*)1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

(*)2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

〈所得補償保険・団体長期障害所得補償保険共通〉

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客様のご希望に合致した内容**となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)、保険金額(ご契約金額)、保険期間(保険のご契約期間)、保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているですか?

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいているですか?

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆ 「所得補償保険・GLTD[団体長期障害所得補償保険] (定額型) のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

保険金額または支払基礎所得額(ご契約金額)は、所得補償保険の場合は平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の50%以下(給与所得者)もしくは70%以下(事業所得者)、また団体長期障害所得補償保険の場合は50%以下(給与所得者)もしくは70%以下(事業所得者)となるようなタイプでお申込みされていますか? (詳細はP3をご参照ください。)

◆ 「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいているか?

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更など)

・既にご加入されているがご継続されない場合

重 要 事 項 の ご 説 明

契約概要のご説明（所得補償保険・団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願ひいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書（協定書）」（以下「協定書」といいます）等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者は引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険（所得補償保険・団体長期障害所得補償保険）は、被保険者（補償の対象者）がケガまたは病気により就業不能（所得補償保険）・就業障害（団体長期障害所得補償保険）となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。

なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は右記のとおりです。

(2) 補償内容

【所得補償保険】

保険金をお支払いする場合はパンフレットP6のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額
パンフレットP6をご参照ください。

- ②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
パンフレットP6をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されています。

【団体長期障害所得補償保険】

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合はパンフレットP7のとおりです。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合（支払事由）とお支払いする保険金の額
パンフレットP7をご参照ください。

- ②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
パンフレットP7をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されています。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP6（所得補償保険）、P7（団体長期障害所得補償保険）、別冊パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

【所得補償保険】

所得補償保険金額は、被保険者（補償の対象者）が加入されている高額療養費制度等の公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただきます（就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。）。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。詳細は代理店・扱者は引受保険会社までお問い合わせください。お客様が実際にご加入いたしました保険金額につきましては、パンフレットP3の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

【団体長期障害所得補償保険】

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客様が実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、パンフレットP3の保険金額欄および加入申込票等にてご確認ください。

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的医療保険制度（健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます）による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

- ・所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。

- 健康保険、共済保険の加入者（給与所得者など）：50%
- 国民健康保険の加入者（自営業の方など）：70%

2. 保険料

【所得補償保険】

保険料は保険金額・年令・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客様が実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

【団体長期障害所得補償保険】

保険料は支払基礎所得額・年令・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客様が実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。（所得補償保険）

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

6. 無事故戻し返れい金（所得補償保険）

無事故戻しは行いません（無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。）。

被保険者としてご加入いただける方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点での所得補償保険：満20才以上満79才（継続加入の場合は満89才）以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方 団体長期障害所得補償保険：事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、満20才以上満64才以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄記載の方

注意喚起情報のご説明（所得補償保険・団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

【所得補償保険】

この保険は公益社団法人日本麻醉科学会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

【団体長期障害所得補償保険】

この保険は公益社団法人日本麻醉科学会が保険契約者となる団体契約であることから、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回またはご加入の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

【所得補償保険】

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」
- ②他の保険契約等^(*)に関する情報
- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ③被保険者の「生年月日」、「年令」
- ④被保険者の健康に関する告知

【団体長期障害所得補償保険】

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等^(*)に関する情報
- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」、「年令」、「性別」
- ③被保険者の健康に関する告知

【健康に関する告知について】

- ・被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- ・健康に関する告知の内容によってはご加入をお受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

【所得補償保険】

- ・ご加入をお受けした場合でも、ご加入時^{(*)1}より前に発病した病気^{(*)2}または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。
- (*)1新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (*)2就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

【団体長期障害所得補償保険】

- ・ご加入をお受けした場合でも、ご加入日^{(*)1}からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^{(*)2}は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- (*)1新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (*)2治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

【所得補償保険】

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることができますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ・加入者証記載の職業・職務を変更した場合
- ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。（所得補償保険）
(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ずご記入ください。（団体長期障害所得補償保険）
(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。）をいいます。

- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。（団体長期障害所得補償保険）

- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額（所得補償保険の場合）、もしくは支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額（団体長期障害所得補償保険の場合）を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求ることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

(*) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客様へ

補償内容が同様の保険契約(所得補償保険・団体長期障害所得補償保険以外)の保険契約にセトされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となつたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットP6、P7をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および団体長期障害所得補償保険の場合は協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

[所得補償保険]

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

[団体長期障害所得補償保険]

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能（所得補償保険）・就業障害（団体長期障害所得補償保険）の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなつた場合もしくは従事できなくなつた場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返りえ金

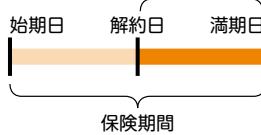
ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返りえ金を返還させていただきます。

ただし、解約返りえ金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。団体長期障害所得補償保険では、追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除する場合があります。

未経過期間



8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP5をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットP5をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約・減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

[所得補償保険]

(1) 現在のご契約について解約・減額などをされる場合の不利益事項

①多くの場合、現在のご契約の解約返りえ金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返りえ金はまったくないか、あってもごくわずかです。

②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（所得補償保険）をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。

②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

[団体長期障害所得補償保険]

(1) 現在のご契約について解約・減額などをされる場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返りえ金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな契約（団体長期障害所得補償保険）をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。

②新たな契約の保険期間の開始時より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。

③新たな契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料^(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(*)保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】株式会社北栄 TEL 027-243-3111

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客様デスク」

0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189（無料）事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただき、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会、そんぽADRセンター〔ナビピアイヤル（全国共通・通話料有料）〕0570-022-808

・受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかげ間違いでご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

